須恵町地域防災計画

事故対策編

令和4年4月

須恵町防災会議

第1編	航空災害対策編・・・・・・・・・・・・1
第1章	災害の想定と業務の大綱 ・・・・・・・・1
第1節	「 災害の想定 ····· 1
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・・1
第2章	災害予防計画 ・・・・・・・・・3
第1節	航空交通の安全のための情報の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・3
第2節	航空機の安全な運航の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え・・・・・・・・4
第3章	災害応急対策計画 ・・・・・・・・7
第1節	
第2節	
第3節	捜索、救助・救急、医療及び消火活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・9
第4節	
第5節	関係者等への的確な情報伝達活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第2編	鉄道災害対策編 · · · · · · · · 12
第1章	災害の想定と業務の大綱 ·······12
第1節	
第2節	「 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・・ 12
第2章	災害予防計画 · · · · · · · · 14
第1節	
第2節	i 鉄軌道の安全な運行の確保 ・・・・・・・・・・・・・・14
第3節	□ 鉄軌道車両の安全性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
第4節	
第5節	
第6節	
第3章	災害応急対策計画 ・・・・・・・・・19
第1節	
第2節	
第3節	
第4節	
第5節	
第4章	災害復旧計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第3編	道路災害対策編 ・・・・・・・・・・・・・・・ 23
第1章	災害の想定と業務の大綱 ······ 23
第1節	災害の想定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・・23
第2章	災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
第1節	道路交通の安全のための情報の充実・・・・・・・・・・・・25
第2節	道路施設等の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え・・・・・・・・26
第4節	防災知識の普及
第5節	再発防止対策の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
第3章	災害応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保・・・・・・・・・29
第2節	活動体制の確立30
第3節	救助・救急、医療及び消火活動 ・・・・・・・・・・・・30
第4節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動・・・・・・・・・・31
第5節	危険物の流出に対する応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・31
第6節	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 ・・・・・・・・・・32
第7節	関係者等への的確な情報伝達活動 ・・・・・・・・・・・・・・・32
第4章	災害復旧計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
第4編	危険物等災害対策編······34
第4編	
第 4 編 ^{第1章}	危険物等災害対策編······34
第 4 編 ^{第1章}	危険物等災害対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・34 災害の想定と業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・34 災害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
第 4 編 第1章 第1節 第2節	危険物等災害対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・34 災害の想定と業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・34 災害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
第 4 編 第1章 第1節 第2節	危険物等災害対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4編 第1章 第1節 第2節 第2章	危険物等災害対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4編 第1章 第1章 第2章 第2章 第1節	 危険物等災害対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 4 編 第1章 第1章 第2章 第2章 第3第 第3節	危険物等災害対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 4 編 第1章 第1章 第2章 第2章 第3第 第3節	 危険物等災害対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4編 第1章第2章 第2章第第3 第3章 第3章	危険物等災害対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4編 第1 第 第 2 章 1 第 3 章 1 第 3 章 1 第 5 章 1 第	危険物等災害対策編・・・・34 災害の想定と業務の大綱・・・・34 災害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4	危険物等災害対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4	危険物等災害対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4	危険物等災害対策編・・・・・・34 災害の想定と業務の大綱・・・・・34 災害の想定・・・・・・34 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱・・・34 災害予防計画・・・・・36 危険物等関係施設の安全性の確保・・36 危険物等関係施設の安全性の確保・・36 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え・・38 防災知識の普及、訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第34545667676767676767676778999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999<	危険物等災害対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第8節 避難の受入れ及び情報提供活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47	
第9節 施設、設備の応急復旧活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48	
第4章 災害復旧計画 · · · · · · · · 48	
第5編 大規模な火事災害対策編・・・・・・・・・・・・・・・・49	
第1章 災害の想定と業務の大綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49	
第1節 災害の想定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・・・・・・49	
第2章 災害予防計画 ·······51	
第1節 災害に強いまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51	
第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・52	
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え・・・・・・・・・・・52	
第4節 防災知識の普及、訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54	
第3章 災害応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・56	
第2節 活動体制の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56	
第3節 救助・救急、医療及び消火活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・57	
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・57	
第5節 避難の受入れ及び情報提供活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・58	
第6節 施設、設備の応急復旧活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・59	
第4章 災害復旧計画 ····································	
第6編 林野火災対策編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60	
第1章 災害の想定と業務の大綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1節 災害の想定60	
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2章 災害予防計画 ············61	
第1節 林野火災に強い地域づくり ······ 61	
第2節 林野火災防止のための情報の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え・・・・・・・・・・・62	
第4節 防災活動の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3章 災害応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保・・・・・・・・・・・・67	
第2節 活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節 救助・救急、医療及び消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・70	

第5節	避難の受入れ及び情報提供活動 ・・・・・・・・・・・・・・・ 70
第6節	応急復旧及び二次災害の防止活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
第4章	災害復旧計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

第1編 航空災害対策編

第1章 災害の想定と業務の大綱

	項目	関連部署	ページ
第1節	災害の想定		1
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		1

第1節 災害の想定

航空運送事業者の運航する航空機の墜落等により多数の死傷者を伴う大規模な航空事故の発生 を想定した。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

航空災害対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

第1 町

- 1 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報・調整
- 2 被災者の救出、救護(搬送・収容)防災関係機関との調整
- 3 死傷病者の身元確認
- 4 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 5 警戒区域の設定及び立ち入り制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 6 県又は他の市町村に対する応援要請

【資料編】2-7 自衛隊災害派遣要請依頼書(P45)

第2 空港管理者等

1 福岡空港

- (1) 大阪航空局福岡空港事務所
 - ・事故状況の収集・把握
 - ・空港(航空通信、無線施設等に限る。)の保安
 - ・ 遭難航空機の捜索及び救難
 - ・自衛隊等に対する派遣要請
- (2) 福岡国際空港株式会社
 - ・事故状況の収集・把握及び防災関係機関への連絡通報
 - ・空港(航空通信、無線施設等を除く。) 及び航空機の保安
 - ・国際民間航空条約第14付属書に準拠した空港緊急時対応計画の策定及び実施

第1編 航空災害対策編 第1章 災害の想定と業務の大綱

2 北九州空港

- (1) 大阪航空局北九州空港事務所
 - 事故状況の収集・把握及び防災関係機関への連絡通報
 - ・空港(航空通信、無線施設等を除く。)及び航空機の保安
 - ・ 遭難航空機の捜索及び救難
 - ・自衛隊等に対する派遣要請
 - ・国際民間航空条約第14付属書に準拠した空港緊急時対応計画の策定及び実施

第3 福岡県

- 1 的確な情報の収集並びに国、市町村及び防災関係機関への連絡通報・調整
- 2 自衛隊、地方公共団体等に対する派遣(応援)要請
- 3 医療救護体制の確保

第4 福岡県警察本部

- 1 被害状況の収集及び被害実態の把握
- 2 遭難航空機の捜索
- 3 被災者の救出救助
- 4 避難誘導、立ち入り禁止区域の設定及び交通規制
- 5 事故現場及びその周辺における警戒警備
- 6 遺体の調査・検視及び身元の確認
- 7 行方不明者の捜索
- 8 その他事故災害に必要な警察活動

第5 航空運送事業者

- 1 空港管理者等、市町村及び警察等の防災関係機関に対する事故状況の的確な通報
- 2 北九州空港事務所及び福岡国際空港株式会社が設置する事故対策本部への責任者の派遣
- 3 遭難航空機の捜索
- 4 被害拡大防止のための現地における医療その他応急措置
- 5 死傷病者の身元確認及び家族への通知

第6 その他防災関係機関(指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等)

- 1 所管の応急対策の実施
- 2 県及び市町村等との協力・連携

第2章 災害予防計画

	項目	関連部署	ページ
第1節	航空交通の安全のための情報の充実		3
第2節	航空機の安全な運航の確保		3
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え		4

第1節 航空交通の安全のための情報の充実

第1 福岡管区気象台

福岡管区気象台は、航空機の安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報及び警報・注意報等の情報を適時・的確に発表するものとする。

また、局地的な激しい気象の変化を監視する空港気象ドップラーレーダー等の航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて、航空交通の安全のための気象情報の充実を図るものとする。

第2 空港管理者等

空港管理者等は、航空路誌、ノータム等により航空交通の安全確保に関する情報を適切・適時 に提供するものとする。

第3 航空運送事業者

航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を様態、要員毎等に分類、整理し、事故 予防のために活用し、必要な措置を講ずるものとする。また、分類、整理した各種情報を事業者 相互間において交換し、情報の活用を促進するものとする。

第2節 航空機の安全な運航の確保

第1 規則の遵守指導

空港管理者等は、航空運送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導するものとする。

第2 航空事業者等の教育・訓練

北九州空港事務所及び福岡国際空港株式会社は、航空運送事業者等において実施する航空事業者等に対する安全教育・訓練の着実な実施を指導するものとする。また、航空運送事業者等に対し、過去の事故事例等を参考とした実践的な教育訓練の設定及びその実施を指導するとともに、その実施状況を把握し、必要に応じてその改善・充実等を図るものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 町、県等の防災関係機関及び航空運送事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において 情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際の役割・責任等の明確化に努めるも のとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
- (2) 町及び県等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、無人航空機、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器(人工衛星等)によるデータの利用可能性についても検討を加える。
- (3) 町及び県等の防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の 整備を推進するものとする。

2 情報の分析整理

- (1) 町、県等の防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。
- (2) 町及び県等の防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 通信手段の確保

町及び県等の防災関係機関並びに事業者は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの 一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。こ の場合、福岡県非常通信連絡会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

【資料編】5-2 非常通信依頼先一覧表(P104)

4 職員の体制

- (1) 町、県等の防災関係機関及び航空運送事業者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
- (2) 町、県等の防災関係機関及び航空運送事業者は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に通知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。
- (3) 町及び県等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。
- (4) 町及び県等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣

第1編 航空災害対策編第2章 災害予防計画

に応じることのできる職員をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、町及び県等の防災関係機関は、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む。)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策を予め整えるように努めるものとする。

(5) 町及び県等の防災関係機関は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中 長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるも のとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。
- (2) 県は他の都道府県への、町は県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の 都道府県あるいは県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、 連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 町及び県は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。また、県は、福岡県災害派遣医療チーム(福岡県 DMAT)の充実強化や、ドクターへリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動の支援体制の整備に努めるものとする。
- (4) 空港事務所長等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ 要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく 等必要な準備を整えておくものとする。

【資料編】2-7 自衛隊災害派遣要請依頼書(P45)

6 乗客の被災者等に対する支援

- (1) 九州運輸局は、航空運送事業者、関係機関等と連携の下、航空交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対し、情報提供等の支援を行うための体制の整備を図るものとする。
- (2) 九州運輸局は、航空運送事業者に対して、海上交通における事故災害の発生による乗客の被災者等への支援に関する計画の策定を促すなど、乗客の被災者等に対する支援の充実に向けた取組を図るものとする。

第3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

1 捜索活動関係

警察は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めるものとする。

2 消火救難及び救助・救急、消火活動関係

(1) 町、北九州空港事務所及び福岡国際空港株式会社は、平常時から消防本部、消防団及び自 主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、 消防体制の整備に努めるものとする。

第1編 航空災害対策編第2章 災害予防計画

(2) 町、北九州空港事務所及び福岡国際空港株式会社は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるとともに、 消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

3 医療活動関係

- (1) 県は、県医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院(福岡県災害派遣医療チーム (福岡県 DMAT) を含む。)と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町、県、北九州空港事務所及び福岡国際空港株式会社は、あらかじめ、消防と医療機関、事業者等と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する傷病者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するように努めるものとする。

第4 緊急輸送活動

警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の 確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

第5 関係者等への的確な情報伝達関係

- 1 町、県等の防災関係機関及び航空運送事業者は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- 2 町及び県、事故原因者等は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。
- 3 町、県等の防災関係機関及び航空運送事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制 についてあらかじめ計画しておくものとする。

第6 防災関係機関による防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

北九州空港事務所、福岡国際空港株式会社及び航空運送事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるととともに、市町村、警察機関をはじめとする関係機関と相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 北九州空港事務所及び福岡国際空港株式会社が訓練を行うに当たっては、航空機事故及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 訓練後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

	項目	関連部署	ページ
第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保		7
第2節	活動体制の確立		8
第3節	捜索、救助・救急、医療及び消火活動		9
第4節	警戒区域の設定、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動		10
第5節	関係者等への的確な情報伝達活動		10

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

航空災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、 関係機関間でこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、町、県等の防災関係機関及び航空運送事業者は、相互に密接な連携の下に、「航空 災害情報伝達系統」(別図)により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達するものとする。

1 航空運送事業者

航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、 直ちにその情報を空港管理者等の防災関係機関に連絡する。

また、被害状況を把握できた範囲から直ちに空港管理者等の防災関係機関に連絡するものとする。

2 町の役割

町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、 把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制 の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方 不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるもの とする。

また、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第2 通信手段の確保

1 事故発生直後の通信確保

町、県等の防災関係機関及び航空運送事業者は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

2 重要通信の確保

西日本電信電話株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

航空機による大規模災害の発生に際し、迅速かつ適切な応急対策を実施するための組織は別図のとおりとする。

第1 空港事務所の活動体制

空港管理者等は、所内に「事故対策本部」等を設置し、速やかに、事故の概要を掌握するとと もに、応急対策活動を実施する。

第2 航空運航事業者等の活動体制

航空運航事業者等は、発災後速やかに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

第3 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に 関する計画に定めるところにより、大規模な航空災害が発生した場合、迅速かつ的確に応急措置 を実施することができるよう、速やかに必要な体制を確立し、機関相互間、県、市町村、関係事 業者等との間で相互に緊密な連携の確保に努めるものとする。

なお、対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に連絡するものとする。

第4 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、町地域防災計画やその他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

【資料編】1-16 須恵町災害対策本部条例(P23)、1-17 須恵町議会災害対策本部設置要綱(P24)

第5 広域的な活動体制

町及び県等の防災関係機関は、被害の規模等に応じて、応急対策を実施するため必要があると 認めるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。

【資料編】1-18 福岡県消防相互応援協定書(P25)

第6 自衛隊の災害派遣

- 1 町長は、事故災害による被害が甚大であり、町、県及び各防災関係機関のみでは対処することが困難と予想される場合において、自衛隊法83条の規定に基づく災害派遣を要請するものとする。
- 2 空港事務所長は、自衛隊の派遣要請の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請手続き行うものとする。
- 3 自衛隊は、法令で定める者から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の要否を判断し、部隊派遣等適切な措置を行う。

【資料編】2-7 自衛隊災害派遣要請依頼書(P45)

第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

第1 搜索活動

- 1 町及び警察等は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。
- 2 自衛隊は、要請に応じ救急・救助部隊を編成し、派遣するものとする。

第2 救助・救急活動

1 救助活動

(1) 情報の収集・伝達

消防機関・警察は、119番・110番通報、空港関係機関等からの通報、ヘリコプターの情報 提供等により被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に 連絡する。

(2) 救助活動

町及び県は、災害の実態、規模に応じて、防災関係機関が保有している資機材で対応できないと予想される場合は、他県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、また、災害救助犬会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。各防災関係機関は密接に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。

(3) 救助資機材の調達

町及び県は、防災関係機関が保有している救助資機材では対応が困難な場合は、民間の建設 業者の協力を得て、重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

2 救急活動

町は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

- (1) 救急要請への対応
- ア 負傷者の搬送は、原則として、町とする。ただし、消防署の救急車が対応できないときは、 町、県、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に 応援を要請する。
- イ 救急隊員は救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた 応急処置を行う。
- (2) 医療機関との連携
- ア 町は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携の上、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。
- イ 消防機関は、救急医療情報システムを活用して後方医療機関の重傷者の受入れ状況を確認 し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。
- (3) ヘリコプターの活用

町及び県は、遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。

ただし、負傷者が多数いるため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、他県 市、自衛隊等に応援を要請する。

第1編 航空災害対策編 第3章 災害応急対策計画

第3 医療活動

- 1 町及び県等は、負傷者等に対する医療活動を行うため、県医師会及び粕屋医師会、医療機関、 日本赤十字社福岡県支部などの協力を得て、近隣医療機関への搬送又は必要に応じ、救護班 の編成・現地への派遣などにより、適切な医療救護活動を実施するものとする。
- 2 県又は消防本部は、負傷者の状況等、必要に応じて福岡県災害派遣医療チーム(福岡県 DMAT) の派遣を要請する。
- 3 自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成し、派遣するものとする。

第4 消火活動

- 1 消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- 2 町長は、災害規模が大で、町の消防力だけでは対処できない場合は相互応援協定に基づいて 応援要請する。

【資料編】1-18 福岡県消防相互応援協定書(P25)

第4節 警戒区域の設定、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 警戒区域の設定

町は、地域住民の安全を守るため、必要に応じ警戒区域を設定する。

第2 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、 応急復旧、輸送活動を行う。

第5節 関係者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者の家族等への情報伝達活動

町、県等の防災機関及び航空運送事業者は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、 情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

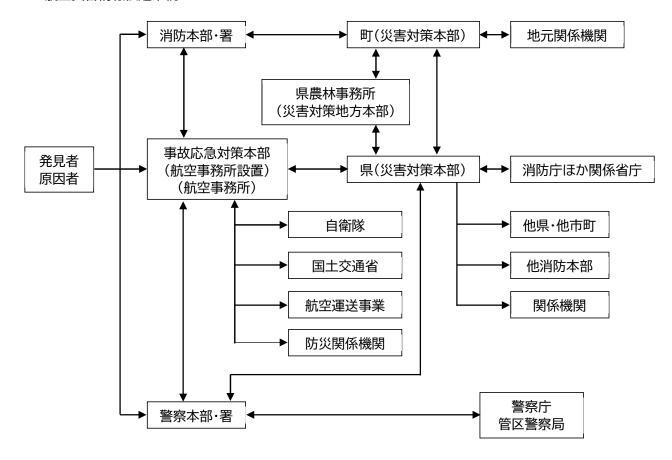
町、県等の防災機関及び航空運送事業者は、事故現場周辺の地域住人はもとより、広く一般住民に対し、航空災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第3 関係者等からの問い合わせに対する対応

町、県等の防災機関及び航空運送事業者は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する専用窓口を設置するなど、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。 また、住民のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うものとする。

■航空災害情報伝達系統



第2編 鉄道災害対策編

第1章 災害の想定と業務の大綱

	項目	関連部署	ページ
第1節	災害の想定		12
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		12

第1節 災害の想定

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害の発生を想定した。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大規模な鉄道災害対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は、業務の大綱は次のとおりとする。

第1 町

- 1 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報・調整
- 2 被災者の救出、救護(搬送・収容)
- 3 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 4 警戒区域の設定及び立ち入り制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 5 死傷病者の身元確認
- 6 県又は他の市町村に対する応援要請

【資料編】2-7 自衛隊災害派遣要請依頼書(P45)

第2 九州運輸局福岡運輸支局

- 1 事故状況の収集・把握及び防災関係機関への連絡通報
- 2 特に必要がある場合の代替輸送機関の斡旋及び円滑な輸送のための連絡調整
- 3 事故時における交通機関利用者等への情報提供

第3 福岡県

事故対策編「第1編 第1章 第2節 第3 福岡県」(P2) を参照。

第4 福岡県警察本部

- 1 被害状況の収集及び被害実態の把握
- 2 被災者の救出救助
- 3 避難誘導、立ち入り禁止区域の設定及び踏切等の交通規制
- 4 鉄道関係機関と連携した二次災害防止
- 5 事故現場及びその周辺における警戒警備

第2編 鉄道災害対策編 第1章 災害の想定と業務の大綱

- 6 遺体の調査・検視及び身元の確認
- 7 行方不明者の捜索
- 8 その他事故災害に必要な警察活動

第5 鉄軌道事業者

- 1 事故状況の収集・把握及び国土交通省への連絡通報
- 2 乗客の避難及び負傷者等の救出、救護
- 3 二次災害の防止及び鉄道施設の復旧
- 4 防災関係機関との調整

第6 その他防災関係機関(指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等)

- 1 所管の応急対策の実施
- 2 県及び市町村等との協力・連携

第2章 災害予防計画

	項目	関連部署	ページ
第1節	鉄軌道の安全のための情報の充実		14
第2節	鉄軌道の安全な運行の確保		14
第3節	鉄軌道車両の安全性の確保		15
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え		15
第5節	鉄軌道交通環境の整備		18
第6節	再発防止対策の実施		18

第1節 鉄軌道の安全のための情報の充実

第1 福岡管区気象台

福岡管区気象台は鉄軌道交通の安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

第2 九州運輸局及び鉄軌道事業者

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。このため、九州運輸局及び鉄軌道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努めるものとする。

第2節 鉄軌道の安全な運行の確保

第1 列車防護用具等の整備

鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害が更に拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。

第2 施設の点検・監視

鉄軌道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の安全を図るため、トンネル、落石覆その他の線路 防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生じ るおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。

また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

第2編 鉄道災害対策編 第2章 災害予防計画

第3 職員の教育訓練

鉄軌道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の 向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

第3節 鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査制度の向上を 図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

また、鉄軌道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 町、県等の防災関係機関及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
- (2) 町及び県等の防災関係機関並びに鉄軌道事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、無人航空機、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備する。
- (3) 町及び県等の防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

2 情報の分析整理

- (1) 九州運輸局町及び県等の防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。
- (2) 町及び県等の防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を 迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める ものとする。

3 通信手段の確保

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のため、指令電話、列車無線等並びに外部 機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努 めるものとする。その際、電気通信事業者の協力を得るよう努めるものとする。
- (2) 町及び県は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

【資料編】5-2 非常通信依頼先一覧表(P104)

第2編 鉄道災害対策編 第2章 災害予防計画

4 職員の体制

事故対策編「第1編 第2章 第3節 第1 4 職員の体制」(P4)を参照。

5 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。
- (2) 県は国又は他の都道府県への、町は県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県あるいは県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 町及び県は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。また、県は、福岡県災害派遣医療チーム(福岡県 DMAT)の充実強化や、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動の支援体制の整備に努めるものとする。
- (4) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、 連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくも のとする。

【資料編】1-18 福岡県消防相互応援協定書(P25)

6 乗客の被災者等に対する支援

- (1) 九州運輸局は、鉄軌道事業者、関係機関等と連携の下、鉄軌道交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対し、公共交通事故被災者支援として、情報提供等の支援を行うための体制の整備を図るものとする。
- (2) 九州運輸局は、鉄軌道事業者に対して、鉄軌道交通における事故災害の発生による乗客の 被災者等への支援に関する計画の策定を促すなど、乗客の被災者等に対する支援の充実に向 けた取組を図るものとする。

第2 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動関係

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害発生後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。
- (2) 警察は、捜索活動を実施するための、航空機等の整備に努めるものとする。
- (3) 町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資材の整備に努める。

2 医療活動関係

- (1) 県は、県医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院(福岡県災害派遣医療チーム (福岡県 DMAT) を含む。)と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町、県及び鉄軌道事業者は、あらかじめ、鉄軌道事業者と医療機関、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るものとする。

第2編 鉄道災害対策編 第2章 災害予防計画

3 消火活動関係

鉄軌道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

第3 緊急輸送活動関係

- 1 鉄軌道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は、応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。
- 2 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性 の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

第4 関係者等への的確な情報伝達関係

- 1 町及び県等の防災関係機関並びに鉄軌道事業者は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- 2 町及び県は、事故原因者等は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有 されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。
- 3 町、県等の防災関係機関並びに鉄軌道事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制 についてあらかじめ計画しておくものとする。

第5 防災関係機関による防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、 町、警察をはじめとする関係機関の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町、県等の防災関係機関及び鉄軌道事業者が訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、 次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第6 災害復旧への備え

鉄軌道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備 しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第5節 鉄軌道交通環境の整備

第1 線路防護設備の整備

鉄軌道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備 の促進に努めるものとする。

第2 運転保安設備の整備

鉄軌道事業者は、列車集中制御装置 (CTC) の整備、自動列車停止装置 (ATS) の高機能化等の運転保守設備の整備・充実に努めるものとする。

第3 踏切道の改良促進

道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第6節 再発防止対策の実施

鉄軌道事業者は、事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害 発生直後の施設、車両、その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実に ついて、町及び警察等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。

また、事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄軌道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

	項目	関連部署	ページ
第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保		19
第2節	活動体制の確立		20
第3節	救助・救急、医療及び消火活動		20
第4節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動		21
第5節	関係者等への的確な情報伝達活動		21

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

大規模鉄道災害が発生した場合、必要な対策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に 収集し、関係機関間でこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、町、県等の防災関係機関及び鉄軌道事業者は、相互に密接な連携の下に、「鉄道災害情報伝達系統」(別図)により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達するものとする。

1 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、鉄道災害が発生した場合、速やかに九州運輸局(福岡運輸支局)、町、県及び警察等の防災関係機関に連絡する。

また、被害の状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について、適宜連絡するものとする。

2 町の役割

町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、 把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制 の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方 不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるもの とする。

また、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第2 通信手段の確保

1 事故発生直後の通信確保

町、県及び鉄軌道事業者は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保 するものとする。

2 重要通信の確保

西日本電信電話株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 鉄軌道事業者の活動体制

鉄軌道事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗 客の避難等の必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策 本部設置等必要な体制をとるものとする。

第2 町の活動体制

事故対策編「第1編 第3章 第2節 第4 町の活動体制」(P8) を参照。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

- 1 鉄軌道事業者、防災関係機関による救助・救急活動
- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。
- (2) 町及び県は、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国又は他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- (3) 自衛隊は、要請に応じ救急・救助部隊を編成し、派遣するものとする。

2 資機材等の調達等

- (1) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 鉄軌道事業者は、事故災害が発生したときに備え、資機材等の整備、備蓄を図るとともに、調達体制を整備するものとする。
- (3) 町及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第2 医療活動

- 1 町、県、消防機関等は、負傷者等に対する医療活動を行うため、県医師会及び粕屋医師会、 医療機関(災害拠点病院(福岡県DMAT)を含む。)、日本赤十字社福岡県支部などの協力を得 て、近隣医療機関への搬送又は必要に応じ、救護班の編成・現地への派遣などにより、適切 な医療救護活動を実施するものとする。
- 2 自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成するものとする。
- 3 県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地外の医療機関、都 道府県等に対して、災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の編成、協力を求めるものとする。

第3 消火活動

1 鉄軌道事業者による消火活動

鉄軌道事業者は、災害発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する 各機関に可能な限り協力するものとする。

第2編 鉄道災害対策編 第3章 災害応急対策計画

2 消防機関による消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第4 惨事ストレス対策

- 1 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- 2 町は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、 応急復旧、輸送活動を行う。

第2 代替交通手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替 交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、 代替輸送について協力するよう努めるものとする。

第5節 関係者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者の家族等への情報伝達活動

- 1 町、県等の防災機関及び鉄軌道事業者は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。
- 2 政府本部は、乗客の被災者等に対し情報提供等を行うための窓口を設置し、情報提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者に伝えること等を通じて、乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するとともに、乗客の被災者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう努めるものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

町、県等の防災機関及び鉄軌道事業者は、事故現場周辺の地域住民はもとより、広く一般住民に対し、鉄道災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

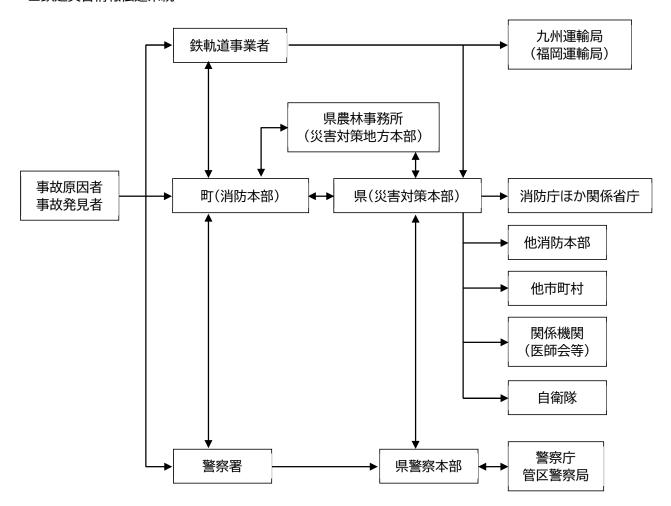
なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第2編 鉄道災害対策編 第3章 災害応急対策計画、第4章 災害復旧計画

第3 関係者等からの問い合わせに対する対応

町、県等の防災機関及び鉄軌道事業者は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

■鉄道災害情報伝達系統



第4章 災害復旧計画

鉄軌道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。

なお、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第3編 道路災害対策編

第1章 災害の想定と業務の大綱

	項目	関連部署	ページ
第1節	災害の想定		23
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		23

第1節 災害の想定

自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災及び道路上における車両の衝突・火災等を想 定した。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大規模な道路災害対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は、業務の大綱は次のとおりとする。

第1 町

- 1 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報・調整
- 2 被災者の救出、救護(搬送・収容)
- 3 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 4 警戒区域の設定及び立ち入り制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 5 死傷病者の身元確認
- 6 県又は他の市町村に対する応援要請

【資料編】2-7 自衛隊災害派遣要請依頼書(P45)

第2 九州地方整備局

- 1 事故状況の収集・把握及び防災関係機関への連絡通報・調整
- 2 防災関係機関との調整

第3 福岡県

事故対策編「第1編 第1章 第2節 第3 福岡県」(P2) を参照。

第4 福岡県警察本部

- 1 被害状況の収集及び被害実態の把握
- 2 被災者の救出救助
- 3 避難誘導、立ち入り禁止区域の設定及び交通規制
- 4 道路関係機関と連携した二次災害の防止
- 5 事故現場及びその周辺における警戒警備

第3編 道路災害対策編 第1章 災害の想定と業務の大綱

- 6 遺体の調査・検視及び身元の確認
- 7 行方不明者の捜索
- 8 その他事故災害に必要な警察活動

第5 道路管理者

- 1 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保
- 2 直轄道路施設の二次災害の阻止及び復旧

第6 その他防災関係機関(指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等)

- 1 所管の応急対策の実施
- 2 県及び市町村等との協力・連携

第2章 災害予防計画

	項目	関連部署	ページ
第1節	道路交通の安全のための情報の充実		25
第2節	道路施設等の整備		25
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え		26
第4節	防災知識の普及		28
第5節	再発防止対策の実施		28

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

福岡管区気象台は道路交通の安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報及び警報・注意報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

道路管理者は、道路施設等の異常を遅滞なく発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努め、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

道路管理者及び警察は、道路交通の安全のための情報収集、連絡体制の整備を図る。

また、道路に異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第2節 道路施設等の整備

第1 現状の把握

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現状の把握に努める。

第2 施設の整備

道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

第3 体制の整備

道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

第4 道路ネットワークの整備

道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 町、県等の防災関係機関及び道路管理者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図るものとする。
- (2) 町及び県等の防災関係機関並びに関係事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、無人航空機、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器(人工衛星等)によるデータの利用可能性についても検討を加える。
- (3) 町及び県等の防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

2 情報の分析整理

- (1) 道路管理者は、収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進する。
- (2) 町及び県等の防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。
- (3) 町及び県等の防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 通信手段の確保

事故対策編「第1編 第2章 第3節 第1 3 通信手段の確保」(P4)を参照。

4 職員の体制

事故対策編「第1編 第2章 第3節 第1 4 職員の体制」(P4)を参照。

5 防災関係機関相互の連携体制

事故対策編「第2編 第2章 第4節 第1 5 防災関係機関相互の連携体制」(P16) を 参照。

第2 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動関係

- (1) 町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資材の整備に努める。
- (2) 警察は、捜索活動を実施するための航空機等の整備に努めるものとする。

第3編 道路災害対策編第2章 災害予防計画

2 医療活動関係

- (1) 県は、県医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院(福岡県災害派遣医療チーム (福岡県 DMAT) を含む。)と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町、県及び道路管理者は、あらかじめ、道路管理者と医療機関、消防機関と医療機関及び 医療機関相互の連絡体制の整備を図るものとする。

3 消火活動関係

道路管理者及び町は、平常時より機関相互間の連携強化を図るものとする。

第3 緊急輸送関係

警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性 の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

第4 危険物等の流出時における防除活動関係

道路管理者、町、県及び九州地方整備局は、危険物の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

第5 関係者等への的確な情報伝達関係

- 1 町、県等の防災関係機関及び道路管理者等は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき 情報について整理しておくものとする。
- 2 町及び県、事故原因者等は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。
- 3 町及び県等の防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第6 防災関係機関による防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

- (1) 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。
- (2) 道路管理者と町、県及び警察機関等の防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 道路管理者、町及び県が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、 次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第3編 道路災害対策編 第2章 災害予防計画

第7 施設、設備の応急復旧活動関係

道路管理者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機 材を整備する。

第8 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第4節 防災知識の普及

道路管理者は、道路ふれあい月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対し、災害時にとるべき行動等防災知識の普及・啓発に努める。

第5節 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止策を実施する。

第3章 災害応急対策計画

	項目	関連部署	ページ
第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保		29
第2節	活動体制の確立		30
第3節	救助・救急、医療及び消火活動		30
第4節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動		31
第5節	危険物の流出に対する応急対策		31
第6節	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動		32
第7節	関係者等への的確な情報伝達活動		32

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

大規模道路災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に 収集し、関係機関間でこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、町、県等の防災関係機関及び道路管理者は、相互に密接な連携の下に、「道路災害情報伝達系統」(別図)により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達するものとする。

1 道路管理者

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、直ちにその情報を 国土交通省(九州地方整備局)、県、市町村及び警察等の防災関係機関に連絡するものとする。 また、道路パトロール等により、道路の被災状況を迅速に把握するとともに、把握できた範 囲から直ちに国土交通省(九州地方整備局)等の防災関係機関に連絡するものとする。

2 町の役割

- (1) 町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、 把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制 の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の 区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収 集に努めるものとする。
- (2) また、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第2 通信手段の確保

1 事故発生直後の通信確保

町及び県の防災関係機関並びに道路管理者は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のため の通信手段を確保するものとする。

第3編 道路災害対策編第3章 災害応急対策計画

2 重要通信の確保

西日本電信電話株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

道路管理者は、被害状況や交通状況を把握するため、パトロール等による情報収集を行うとと もに、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、迂回路の設定、道路利用者等への情報提供 等を行う。

第2 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に 関する計画に定めるところにより、大規模な道路災害が発生した場合、迅速かつ的確に応急措置 を実施することができるよう、速やかに必要な体制を確立し、機関相互間、県、町、関係事業者 等との間で相互に緊密な連携の確保に努めるものとする。

なお、対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に連絡するものとする。

第3 町の活動体制

事故対策編「第1編 第3章 第2節 第4 町の活動体制」(P8) を参照。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

- 1 道路管理者、防災関係機関による救助・救急活動
- (1) 道路管理者は、町及び警察等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- (2) 町及び県は、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国又は他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

2 資機材等の調達等

- (1) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 道路管理者は、事故災害が発生したときに備え、資機材等の整備、備蓄を図るとともに、調達体制を整備する。
- (3) 町及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第3編 道路災害対策編 第3章 災害応急対策計画

第2 医療活動

- 1 町、県及び消防機関等は、負傷者等に対する医療活動を行うため、県医師会及び粕屋医師会、 医療機関(災害拠点病院(福岡県 DMAT)を含む。)、日本赤十字社福岡県支部などの協力を得 て、近隣医療機関への搬送又は必要に応じ、救護班の編成・現地への派遣などにより、適切 な医療救護活動を実施するものとする。
- 2 自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成するものとする。
- 3 県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地外の医療機関、都 道府県等に対して、災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の編成、協力を求めるものとする。

第3 消火活動

1 道路管理者による消火活動

道路管理者は、町等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

2 消防機関による消火活動

- (1) 町は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 発災現場以外の市町村は発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応 急復旧、輸送活動を行う。

第5節 危険物の流出に対する応急対策

第1 道路管理者の措置

道路管理者は、事故車両等からの危険物の流出が認められた場合には、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第2 町の措置

町は、危険物の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を 行うものとする。

第3 警察の措置

警察は、関係機関と密接に連携し、地域住民の避難誘導、立ち入り禁止区域の警戒、交通規制活動を実施するほか、危険物の防除活動を行うものとする。

第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

1 道路管理者の措置

- (1) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

2 警察の措置

- (1) 警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 警察は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者の家族等への情報伝達活動

町、県等の防災機関及び道路管理者は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、 情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

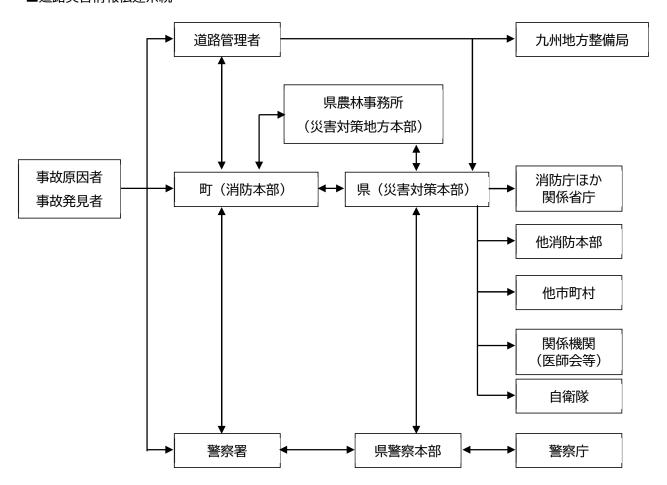
町、県等の防災機関及び道路管理者は、事故現場周辺の地域住民はもとより、広く一般住民に対し、道路災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第3 関係者等からの問い合わせに対する対応

町、県等の防災機関及び道路管理者は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

■道路災害情報伝達系統



第4章 災害復旧計画

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧活動を行う。

また、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第4編 危険物等災害対策編

第1章 災害の想定と業務の大綱

項目		関連部署	ページ
第1節	災害の想定		34
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		34

第1節 災害の想定

危険物の飛散、漏洩、流出、火災及び爆発等による多数の死傷者等の発生を想定した。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大規模な危険物等災害対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は、業務の大綱は次のと おりとする。

第1 町

- 1 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報・調整
- 2 被災者の救出、救護(搬送・収容)
- 3 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 4 警戒区域の設定及び立ち入り制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 5 死傷病者の身元確認
- 6 県又は他の市町村に対する応援要請
- 7 危険物等に関する規制

【資料編】2-7 自衛隊災害派遣要請依頼書(P45)

第2 九州経済保安監督部

- 1 事故状況の収集・把握及び防災関係機関への連絡通報
- 2 高圧ガス、火薬類に関する行政指導、取締り

第3 福岡県

- 1 的確な情報の収集並びに国、町及び防災関係機関への連絡通報・調整
- 2 自衛隊、地方公共団体等に対する災害派遣・応援要請
- 3 医療救護体制の確保
- 4 危険物等に関する指導取締り

第4編 危険物等災害対策編第1章 災害の想定と業務の大綱

第4 福岡県警察本部

- 1 被害状況の収集及び被害実態の把握
- 2 被災者の救出救助
- 3 避難誘導、立ち入り禁止区域の設定及び交通規制
- 4 事故現場及びその周辺における警戒警備
- 5 遺体の調査・検視及び身元の確認
- 6 行方不明者の捜索
- 7 危険物等に関する指導取締り
- 8 その他事故災害に必要な警察活動

第5 その他防災関係機関(指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等)

- 1 所管の応急対策の実施
- 2 県及び市町村等との協力・連携

第2章 災害予防計画

項目		関連部署	ページ
第1節	第1節 危険物等関係施設の安全性の確保		36
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え		38
第3節	防災知識の普及、訓練		41

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

県及び関係機関は、危険物による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により安全性の確保を図る。

第1 危険物災害予防対策

1 施設の安全化

- (1) 危険物施設について、安全性能向上の確立を図る観点から、現況把握のほか、法令に基づく設置等の許可及び立ち入り検査等を通じ、位置、構造及び設備の状況並びに危険物の貯蔵、 取扱いの方法が基準に適合するための常時監視に努める。
- (2) 事業所に対して、保安管理体制等を定める自主保安規程の策定及び整備を指導するとともに、屋外タンク貯蔵所の保安検査及び危険物施設の定期点検の適正な実施について指導する。

2 保安意識の高揚

- (1) 消防法及び関係法令の周知徹底を図る。
- (2) 事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、関係機関と連携して危険物の取扱作業の保安に関する講習を定期的に実施する。
- (3) 施設の管理者、危険物保安監督者等の関係者に対し防災等に関する研修会を実施する。

3 保安指導

- (1) 施設の保安検査を通じ、維持管理等の適正化を図るとともに、危険物取扱状況等のソフト 面の保安体制の確立を指導する。
- (2) 施設での災害発生時における緊急措置について指導する。
- (3) 地下タンク等の地下埋設物からの危険物漏洩防止のため、漏洩検査の実施について指導する。
- (4) 移動タンク貯蔵所等の危険物運搬車両及び船舶について、関係機関と連携して一斉取締を 実施する。

4 自主保安体制の確立

- (1) 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 施設の管理者等に対して、保安教育、消火訓練等の実施及び施設の自主点検の徹底について指導する。

第2 高圧ガス災害予防対策

1 保安の確保

- (1) 高圧ガスの製造・販売・貯蔵・移動、その他取り扱いについて、現況把握のほか、施設等が技術上の基準に適合するよう法令に基づく各種指導等を行う。
- (2) 保安管理体制や安全な運転操作に関する事項等を定める危害予防規程等の整備や従業員に対する保安教育計画の制定、実施等を指導する。

2 保安意識の高揚

- (1) 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の周知徹底を図る。
- (2) 事業所及び保安係員等に対し、各種講習会等を実施する。
- (3) 保安活動促進週間を設定し、高圧ガス大会の開催、ポスターの配布、防災訓練の実施等、関係者の保安活動促進思想の啓発を図る。

3 保安指導

- (1) 施設等に対し、定期的に保安検査を実施する一方、随時に立ち入り検査を実施して施設の維持管理状況が適正であるかを確認し、さらに、ソフト面に関する保安確保の指導を行う。
- (2) 販売、消費事業所等に対し、巡回保安指導を行い、保安確保を図る。
- (3) 高圧ガス積載車両等については、関係機関と密接に連携して、随時、一斉取締りを行う。

4 自主保安体制の確立

- (1) 高圧ガス関係事業者に対し保安教育の実行、自主保安の徹底を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業者の自主的な防災組織である「九州地区高圧ガス防災協議会福岡県支部」 や高圧ガス関係団体が実施する自主保安活動を指導する。

第3 火薬類災害予防対策

1 安全の確保

- (1) 火薬類の製造・販売・貯蔵・運搬・消費、その他取り扱いについて、施設、設備等が技術上の基準に適合するよう法令に基づく各種指導等を行う。
- (2) 保安管理体制や事故防止措置を定めた危害予防規程等の整備や従業員に対する保安教育計画の策定、実施等を指導する。

2 保安意識の高揚

- (1) 火薬類取締法の周知徹底を図る。
- (2) 火薬類取扱保安責任者免状取得者や発破技士免許取得者等に対して、保安講習会を実施し 保安意識の高揚を図る。

3 保安指導・取締り

- (1) 火薬類の製造及び火薬庫の所有者等に対する保安検査並びに販売所及び消費場所への立ち入り検査を実施することにより保安の確保を図る。
- (2) 各取扱いに関して必要な許可・認可・届出の際、実際に取扱う事業者に対して、直接指導することにより関係者に法令の周知徹底を図る。

4 自主保安体制の確立

- (1) 火薬類取扱事業者に対し、保安教育の実行、自主検査の徹底を指導する。
- (2) 火薬類関係事業者の団体である「福岡県火薬類保安協会」及び「日本煙火協会福岡地区会」が実施する自主保安活動を育成・指導する。

第4 毒物劇物災害予防対策

県は、災害時において、毒物劇物による危害を防止するため、事業者等を対象に、製造、販売、 使用のあらゆる段階において、次の措置を講じる。

1 安全化の促進

- (1) 毒物劇物営業者及び取扱責任者に対し、施設等が登録基準に適合するよう法令に基づく各種指導等を行う。
- (2) 営業者等に対し立ち入り検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の整備を指導する。

2 保安意識の高揚

- (1) 毒物及び劇物取締法の周知徹底を図る。
- (2) 毒劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底を図る。

3 保安指導

- (1) 毒物劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態及び特定毒物使用者等に対し、特に重点的に指導を実施する。
- (2) 毒劇物を大量に使用する業態の現況の把握に努める。
- (3) 学校、研究所等の実験室、検査用毒劇物については落下等のおそれのない場所に保管するとともに、堅固な容器又は被包を用いて、漏洩による危険を防止するよう指導する。

4 自主保安体制の確立

- (1) タンク等の大量貯蔵設備を有する事業者による相互援助体制の確立を推進する。
- (2) 毒物劇物貯蔵施設の自主点検の実施について指導する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 町、県等の防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関内部及び機関相互間におけるそれぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図るものとする。
- (2) 町及び県等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、無人航空機、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器(人工衛星等)によるデータの利用可能性についても検討を加える。

(3) 町及び県等の防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

2 情報の分析整理

- (1) 町及び県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。
- (2) 町及び県等の防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 通信手段の確保

事故対策編「第1編 第2章 第3節 第1 3 通信手段の確保」(P4)を参照。

4 職員の体制

事故対策編「第1編 第2章 第3節 第1 4 職員の体制」(P4)を参照。

5 防災関係機関相互の連携体制

事故対策編「第2編 第2章 第4節 第1 5 防災関係機関相互の連携体制」(P16) を 参照

6 危険物等災害用資機材の整備

町、警察及び事業者は、危険物等災害に備え、生化学防護服特殊型防護ガスマスク等の防護 用資機材、ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等救出救助用機材の整備充実に努めるもの とする。

第2 救助・救急、医療及び消火活動関係

1 救助・救急活動関係

- (1) 事業者は、効率的な救助・救急活動を行うため、職員の教育訓練を行い救助・救急機能の強化を図るとともに、町等防災関係機関との連携の強化に努めるものとする。
- (2) 町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資材 の整備に努める。
- (3) 自衛隊は、救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動関係

- (1) 県は、県医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院(福岡県災害派遣医療チーム (福岡県 DMAT) を含む。)と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 町、県及び事業者は、あらかじめ、消防機関と医療機関、事業者と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する傷病者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

3 消火活動関係

- (1) 町及び事業者は、平常時から消防本部、消防団及び自衛防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。
- (2) 町は、河川等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。
- (3) 町及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機 材の整備促進に努めるものとする。

第3 緊急輸送活動関係

警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性 の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

第4 危険物等の大量流出時における防除活動関係

- 1 防災関係機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。
- 2 町及び県は、関係機関による危険物の種類に応じた避難誘導に必要な資機材及び防除資機材 の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備す るものとする。
- 3 石油・化学事業者団体は、油等が大量流出した場合に備えて、油等防除資機材の整備を図る ものとする。

第5 避難の受入れ及び情報提供活動関係

1 避難誘導

危険物等の大規模な製造、貯蔵又は輸送に関する施設等を区域内に有する町は、指定避難所・ 避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導 に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配 布等により、住民等に対する周知徹底を図るものとする。

2 指定避難所

町は、公民館、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、町民への周知徹底を図るものとする。

3 関係者等への的確な情報伝達関係

- (1) 町及び県等の防災関係機関並びに事業者は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- (2) 町及び県等の防災関係機関並びに事業者は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。
- (3) 町及び県等の防災関係機関並びに事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第6 施設、設備の応急復旧活動関係

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第7 防災業務関係者の安全確保関係

防災関係機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

第8 防災関係機関等による防災訓練の実施

1 訓練の実施

町、警察機関等の防災関係機関及び事業者並びに地域住民は、様々な危険物災害を想定し、 相互に連携を図りながら、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町、県及び自衛防災組織並びに事業者が危険物災害に係る訓練を行うに当たっては、事故 及び被害の想定を明らかにするとともに訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環 境等について具体的な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実 践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意 するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための 訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第9 災害復旧への備え

町、県及び事業者等は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の 資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるもの とする。

第3節 防災知識の普及、訓練

第1 防災知識の普及

- 1 町、県等の関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性 を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓 蒙を図るものとする。
- 2 町は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動 に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、 住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

第2 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練実施に当たっては、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

施設のある一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防 災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の 構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする

第3章 災害応急対策計画

	項目	関連部署	ページ	
第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保		43	
第2節	活動体制の確立		44	
第3節	個別災害に係る応急対策		44	
第4節	災害の拡大防止活動		44	
第5節	救助・救急、医療及び消火活動		45	
第6節	災害の拡大防止のための交通規制及び緊急輸送のための交通の		16	
	確保・緊急輸送活動		46	
第7節	危険物等の大量流出に対する応急対策		47	
第8節	避難の受入れ及び情報提供活動		47	
第9節	施設、設備の応急復旧活動		48	

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

1 事業者

危険物等による大規模な事故が発生した場合、事業者は、直ちにその情報を町、県、警察等の防災関係機関に連絡するものとする。また、被害の状況を、把握できた範囲から直ちに防災関係機関に連絡するものとする。

2 町の役割

町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

また、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第2 通信手段の確保

1 事故発生直後の通信確保

町、県等の防災関係機関並びに事業者は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

2 重要通信の確保

西日本電信電話株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 事業者の活動体制

事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

第2 町の活動体制

事故対策編「第1編 第3章 第2節 第4 町の活動体制」(P8) を参照。

第3節 個別災害に係る応急対策

第1 危険物災害応急対策

1 町の行う対策

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の 救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第2 高圧ガス災害応急対策

1 町の行う対策

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の 救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第3 毒物劇物災害応急対策

1 町の行う対策

施設の管理責任者と密接な連携を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の 救出、警戒区域の設定、汚染区域の拡大防止、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施す る。

第4節 災害の拡大防止活動

1 事業者の拡大防止措置

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

2 町及び県の拡大防止措置

町及び県は、危険物災害時に危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

第5節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

- 1 防災関係機関による救助・救急活動
- (1) 町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、国の機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 自衛隊は、要請に応じ救急・救助部隊を編成し、派遣するものとする。

2 資機材等の調達等

- (1) 救急・救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 町及び県等の防災関係機関は、必要に応じ、他の地方公共団体又は民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第2 医療活動

- 1 町、県及び消防機関等は、負傷者等に対する医療活動を行うため、県医師会及び粕屋医師会、 医療機関(災害拠点病院(福岡県 DMAT)を含む。)、日本赤十字社福岡県支部などの協力を得 て、近隣医療機関への搬送又は必要に応じ、救護班の編成・現地への派遣などにより、適切 な医療救護活動を実施するものとする。
- 2 自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成するものとする。
- 3 県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地外の医療機関、都 道府県等に対して、災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の編成、協力を求めるものとする。

第3 消火活動

町は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第4 惨事ストレス対策

事故対策編「第2編 第3章 第3節 第4 惨事ストレス対策」(P21)を参照。

第6節 災害の拡大防止のための交通規制及び緊急輸送のための交通の 確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応 急復旧、輸送活動を行う。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

- (1) 第1段階
- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・ 物資等
- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階
- ア 上記(1)の続行
- イ 食料・飲料水等生命の維持に必要な物資
- (3) 第3段階
- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な物資

第2 交通の確保

1 道路交通規制等

- (1) 警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視用カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。
- (2) 警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図り、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。なお、規制に当たって、警察、道路管理者、第七管区海上保安本部は、相互に密接な連絡をとるものとする。
- (3) 警察は、交通規制が実施された時は、直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。
- (4) 県は、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、社団法人福岡県警備業協会との協定に基づき交通誘導等の実施を要請するものとする。

第7節 危険物等の大量流出に対する応急対策

町及び県は、危険物等が河川等に大量に流出した場合、直ちに関係機関と協議の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

第8節 避難の受入れ及び情報提供活動

第1 避難誘導の実施

町は、発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。また、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

第2 指定避難所等

1 指定避難所等の開設

町は、発災時に必要な避難場所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

2 指定避難所等の管理運営等

町は、指定避難所等の適切な管理運営を行う。

第3 関係者等への情報伝達活動

1 被災者の家族等への情報伝達活動

町及び県等の防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、危険物災害の状況、 二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じてい る施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供す るものとする。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、 情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合うものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

町及び県等の防災関係機関は、災害発生地の住民はもとより、広く一般住民に対し、危険物等災害の状況、安否情報、施設等の復旧情報、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

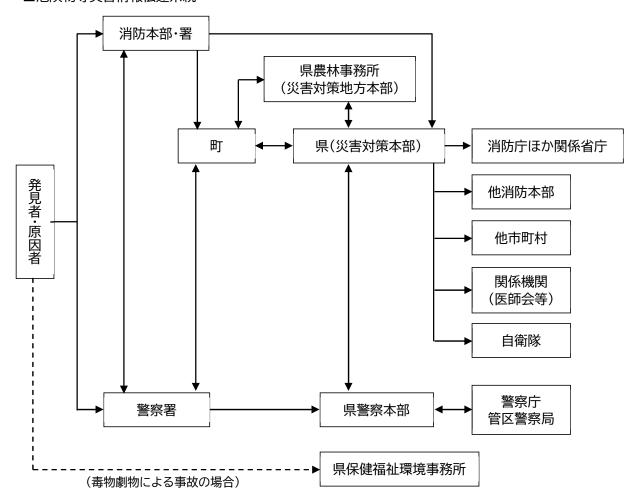
町及び県等の防災関係機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する専用窓口を設置するなど、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

また、住民のニーズを見極め収集・整理・発信を行うものとする。

第9節 施設、設備の応急復旧活動

町及び県等は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

■危険物等災害情報伝達系統



第4章 災害復旧計画

- 1 町及び県は、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行う。
- 2 町及び県は、復旧に当たっては、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。
- 3 町及び県は、復旧に当たり可能な限り復旧予定時期を明示する。

第5編 大規模な火事災害対策編

第1章 災害の想定と業務の大綱

	項目		ページ
第1節	災害の想定		49
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		49

第1節 災害の想定

近年の住宅の密集化・建築物の高層化等に伴う市街地火災の大規模化の危険性の増加を踏まえ、 大規模な火事による多数の死傷者等の発生を想定する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大規模な火事災害対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

第1 町

- 1 火災状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報・調整
- 2 被災者の救出、救護(搬送・収容)
- 3 火災拡大防止のための消火その他消防活動
- 4 警戒区域の設定及び立ち入り制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 5 死傷病者の身元確認
- 6 県又は他の市町村に対する応援要請

【資料編】2-7 自衛隊災害派遣要請依頼書(P45)

第2 福岡県

事故対策編「第1編 第1章 第2節 第3 福岡県」(P2) を参照。

第3 福岡県警察本部

- 1 被害状況の収集及び被害実態の把握
- 2 被災者の救出救助
- 3 避難誘導、立ち入り禁止区域の設定及び交通規制
- 4 災害現場及びその周辺における警戒警備
- 5 遺体の調査・検視及び身元の確認
- 6 行方不明者の捜索
- 7 その他事故災害に必要な警察活動

第5編 大規模な火事災害対策編 第1章 災害の想定と業務の大綱

第4 その他防災関係機関(指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等)

- 1 所管の応急対策の実施
- 2 県及び市町村等との協力・連携

第2章 災害予防計画

	項目		ページ
第1節	災害に強いまちづくり		51
第2節	大規模な火事災害防止のための情報の充実		52
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え		52
第4節	防災知識の普及、訓練		54

第1節 災害に強いまちづくり

第1 災害に強いまちの形成

町及び県は、避難路、避難場所、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理、市街地再開発等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防災地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。町、県及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある中高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

第2 火災に対する建設物の安全化

1 消防用設備等の整備、維持管理

消防機関及び事業者は、多数の人が出入りする事業所等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

2 建築物の防火管理体制

町及び事業者は、多数の人が出入りする事業所等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

3 建築物の安全対策の推進

(1) 町及び事業者等は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。

第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実

福岡管区気象台は、大規模な火事災害防止のため、気象の実況の把握に努め、災害防止のため の情報の充実と適時・適切な情報発表に努めるものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備環境

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 町、県等の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図るものとする。
- (2) 町及び県等の防災関係機関並びに関係事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、無人航空機、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器(人工衛星等)によるデータの利用可能性についても検討を加える。
- (3) 町及び県等の防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

2 情報の分析整理

- (1) 町、県等の防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。
- (2) 町及び県等の防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 通信手段の確保

事故対策編「第1編 第2章 第3節 第1 3 通信手段の確保」(P4) を参照。

4 職員の体制

事故対策編「第1編 第2章 第3節 第1 4 職員の体制」(P4)を参照。

5 防災関係機関相互の連携体制

事故対策編「第2編 第2章 第4節 第1 5 防災関係機関相互の連携体制」(P16) を 参照。

第2 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動関係

事故対策編「第3編 第2章 第3節 第2 1 救助・救急活動関係」(P26)を参照。

2 医療活動関係

- (1) 県は、県医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院(福岡県災害派遣医療チーム (福岡県 DMAT) を含む。)と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町及び県は、あらかじめ、消防と医療機関、事業者等と医療機関及び医療機関相互の連絡 体制の整備を図るとともに、対応する傷病者の分担など、医療機関の連絡・連携体制につい ての計画を作成するよう努めるものとする。

3 消火活動関係

- (1) 町は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然利水の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- (2) 町は、平常時から消防機関、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害 想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるとともに、消防ポンプ 自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第3 緊急輸送活動関係

警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の 確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

第4 避難の受入れ及び情報提供活動関係

1 避難誘導

町は、指定避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、住民等に対する周知徹底を図るものとする。

2 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、町は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。なお、町が指定する指定避難所は、指定緊急避難場所を兼ねるものとする。

3 指定避難所

事故対策編「第4編 第2章 第2節 第5 2 指定避難所」(P40)を参照。

4 関係者等への的確な情報伝達関係

- (1) 町及び県等の防災関係機関は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- (2) 県町及び県等の防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第5 施設、設備の応急復旧活動関係

町及び県は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第6 防災関係機関による防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

町等防災関係機関及び事業者並びに地域住民等は、大規模な火事災害を想定し、相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町、県等の防災関係機関及び事業者等が訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第9 災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の 資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるもの とする。

第4節 防災知識の普及、訓練

第1 防災知識の普及

事故対策編「第4編 第2章 第3節 第1 防災知識の普及」(P41)を参照。

第2 防災訓練の実施、指導

- 1 町等の防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施するものとする。
- 2 町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、住居地、職場、学校等においてき め細かく実施又は行うよう指導し、町民の大規模な火災発生時の避難行動、基本的な防災用 資機材の操作方法等の習熟を図る。

第3 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支持する体制が整備されるよう努める。

第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の 向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等 自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

第5編 大規模な火事災害対策編 第3章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

	項目	関連部署	ページ
第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保		56
第2節	活動体制の確立		56
第3節	救助・救急、医療及び消火活動		57
第4節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動		57
第5節	避難の受入れ及び情報提供活動		58
第6節	施設、設備の応急復旧活動		59

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

大規模な火事災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速 に収集し、関係機関間でこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、町、県等の防災関係機関は、相互に密接な連携の下に、「大規模火事災害情報伝達 系統」(別図)により迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達するものとする。

1 町の役割

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に行方不明者の数については、

捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、 町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の 収集に努めるものとする。

また、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第2 通信手段の確保

1 火災発生直後の通信確保

町、県等の防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を直ち に確保する。

2 重要通信の確保

西日本電信電話株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 町の活動体制

事故対策編「第1編 第3章 第2節 第4 町の活動体制」(P8) を参照。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

1 防災関係機関による救助・救急活動

町及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、国 又は他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

2 資機材等の調達等

事故対策編「第4編 第3章 第5節 第1 2 資機材等の調達等」(P45)を参照。

第2 医療活動

- 1 町、県及び消防機関等は、負傷者等に対する医療活動を行うため、県医師会及び粕屋医師会、 医療機関(災害拠点病院(福岡県DMAT)を含む。)、日本赤十字社福岡県支部などの協力を得 て、近隣医療機関への搬送又は必要に応じ、救護班の編成・現地への派遣などにより、適切 な医療救護活動を実施するものとする。
- 2 自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成し、派遣するものとする。
- 3 県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地外の医療機関、都 道府県等に対して、災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の編成、協力を求めるものとする。

第3 消火活動

町は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第4 惨事ストレス対策

事故対策編「第2編 第3章 第3節 第4 惨事ストレス対策」(P21)を参照。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、 応急復旧、輸送活動を行うものとする。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

事故対策編「第4編 第3章 第6節 第1 2 輸送対象の想定」(P46)を参照。

第5編 大規模な火事災害対策編 第3章 災害応急対策計画

第2 交通の確保

1 道路交通規制等

- (1) 警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視用カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。
- (2) 警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図り、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。なお、規制に当たって、警察、道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。
- (3) 警察は、交通規制が実施された時は、直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。
- (4) 県は、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、社団法人福岡県警備業協会との協定に 基づき交通誘導等の実施を要請するものとする。

第5節 避難の受入れ及び情報提供活動

第1 避難誘導の実施

町は、発災時には、町は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。また、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

第2 指定避難所等

町は、発災時には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定避難所 を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

1 指定避難所等の開設

町は、発災時に必要な指定避難所等を開設し、町民等に対し周知徹底を図る。

2 指定避難所等の管理運営等

町は、各指定避難所等の適切な管理運営を行う。

第3 関係者への情報伝達活動

1 被災者の家族等への情報伝達活動

町及び県等の防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の 状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、 それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつ きめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、 情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合うものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

町及び県等の防災関係機関は、災害発生地の住民はもとより、広く一般住民に対し、危険物等災害の状況、安否情報、施設等の復旧情報、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

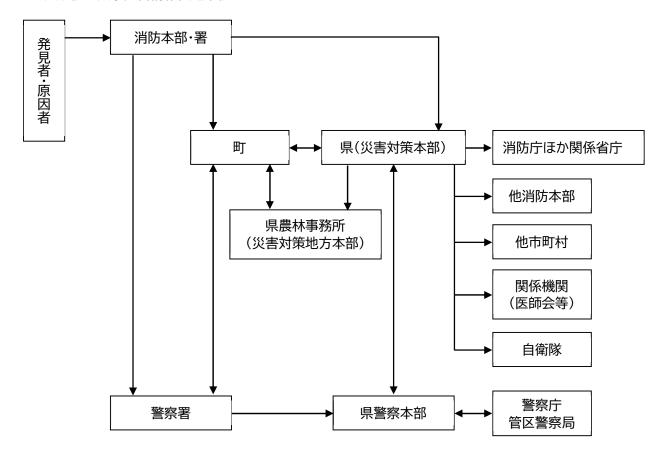
町及び県等の防災関係機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する専用窓口を設置するなど、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

また、住民のニーズを見極め収集・整理・発信を行うものとする。

第6節 施設、設備の応急復旧活動

町及び県等は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検 を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速 やかに行うものとする。

■大規模な火事災害情報伝達系統



第4章 災害復旧計画

町及び県等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を 活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は、支援するものとする。

また、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

第6編 林野火災対策編

第1章 災害の想定と業務の大綱

項目		関連部署	ページ
第1節	災害の想定		60
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		60

第1節 災害の想定

火災による広範囲にわたる林野の焼失等を想定した。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大規模な林野火災対策に関し、防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

第1 町

- 1 火災状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報
- 2 被災者の救出、救護(搬送・収容)
- 3 火災拡大防止のための消火その他消防活動
- 4 警戒区域の設定及び立ち入り制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 5 死傷病者の身元確認
- 6 県又は他の市町村に対する応援要請

【資料編】2-7 自衛隊災害派遣要請依頼書(P45)

第2 福岡県

事故対策編「第1編 第1章 第2節 第3 福岡県」(P2) を参照。

第3 福岡県警察本部

- 1 被害状況の収集及び被害実態の把握
- 2 被災者の救出救助
- 3 避難誘導、立ち入り禁止区域の設定及び交通規制
- 4 災害現場及びその周辺における警戒警備
- 5 遺体の調査・検視及び身元の確認
- 6 行方不明者の捜索
- 7 その他災害に必要な警察活動

第4 その他防災関係機関(指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等)

- 1 所管の応急対策の実施
- 2 県及び市町村等との協力・連携

第2章 災害予防計画

	項目		ページ
第1節	林野火災に強い地域づくり		61
第2節	林野火災防止のための情報の充実		62
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え		62
第4節	防災活動の促進		65

第1節 林野火災に強い地域づくり

第1 監視体制等の強化

1 町

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。

(1) 火災警報の発令等

気象情報等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民 及び入山者への周知等必要な措置を講ずる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、有線放送等を通じ周知徹底を図る。

(3) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法(昭和 26 年法律第 248 号)に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分な調整、火入れ者に許可条件等の厳守を指導する。

また、火入れの場所が隣接市町村に接近している場合には、関係市町村に通知する。

(4) たき火等の制限

気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災予防条例等に基づき、一 定区域内のたき火、禁煙を制限するため、監視を強化する。

2 県

県域における林野火災発生の監視、連絡通報等の職務に当たらせるため、森林保全巡視指導 員及び森林保全推進員を配置し林野火災の予防を強化する。

(1) 森林保全巡視指導員と森林保全推進員の配置

森林火災発生危険区域及び森林面積等に応じて、森林保全巡視指導員と森林保全推進員を配置し、巡視を行う。

(2) 森林保全巡視指導員と森林保全推進員の職務

森林保全巡視指導員と森林保全推進員の職務については、「福岡県森林保全巡視事業実施要領」の定めるところによるが、その概要は、次のとおりである。

ア 林野火災を防止するため、入山者等に対して火気の取り扱いを適正に行うよう指導し、森 林所有者等が行う森林の火入れについて、森林法第21条及び第22条を遵守するよう指導す るとともに、特に、必要がある場合には、たき火及び火入れの中止を勧告するなど、火気の

取り扱いについて適正な指導を行うこと。

- イ 林野火災の早期発見に努め、特に、火災が発生したときは、最寄りの消防署及び警察署に 急報する等、被害を最小限度に止めるよう適切な措置を講ずること。
- ウ 林野火災その他重大な森林災害を発見し、その旨の報告を受けたときは、直ちに事故発生 報告により所轄農林事務所を経由して知事に報告すること。
- エ 防火標識の維持管理に務めること。

3 九州森林管理局

国有林野事業実施中における失火の防止、一般入山者によるタバコの不始末や近郊水田等の 畦焼からの類焼を防止するため、監視を強化する。

第2節 林野火災防止のための情報の充実

福岡管区気象台は、林野火災防止のため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の 充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 町、県等の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図るものとする。
- (2) 町及び県等の防災関係機関並びに関係事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、無人航空機、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器(人工衛星等)によるデータの利用可能性についても検討を加える。
- (3) 町及び県等の防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

2 情報の分析整理

- (1) 町及び県等の防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。
- (2) 町及び県等の防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 通信手段の確保

事故対策編「第1編 第2章 第3節 第1 3 通信手段の確保」(P4)を参照。

4 職員の体制

事故対策編「第1編 第2章 第3節 第1 4 職員の体制」(P4)を参照。

5 防災関係機関相互の連携体制

事故対策編「第2編 第2章 第4節 第1 5 防災関係機関相互の連携体制」(P16) を 参照。

第2 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動関係

事故対策編「第3編 第2章 第3節 第2 1 救助・救急活動関係」(P26)を参照。

2 医療活動関係

- (1) 県は、県医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院(福岡県災害派遣医療チーム (福岡県 DMAT) を含む。)と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町及び県は、あらかじめ、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する傷病者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

3 消火活動関係

(1) 消防体制の整備

町及び関係行政機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立 する。

また、初期消火の徹底を図るため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。更に、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制の確立を図る。

(2) 火災対策用施設等の整備

町及び県等の防災関係機関は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する 設備、火災の早期発見等の施設を整備する。

ア町

- 防火水槽及び自然水利施設の増強を図る。
- ② ヘリポート・補給基地の整備を推進する。

イー県

林野火災の危険性の高い民有林が所在する市町村に、簡易防火用水等の林野火災予防用機 材を重点的に配備する。

ウ 九州森林管理局

国有林に係る防火線並びに林道の整備保全を行う。

- 工 関係機関(管理者等)
 - ① 休憩所等にドラム缶等を利用した防火用水を整備する。
 - ② 土管等を利用した路端用灰皿等を整備する。

(3) 資機材の整備

関係機関は、消防力の強化のため、防御資機材の整備と備蓄を積極的に推進する。

ア 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシューター、チェンソー等作業用機器等、消火作業機器等の整備を推進する。

イ 消火薬剤等の備蓄

第一りん酸アンモニウム (MAP)、第二りん酸アンモニウム (DAP)、展着剤等、消火薬剤等の備蓄を推進する。

(4) 消防水利の多様化

町及び県は、大規模な災害に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然利水の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の 多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(5) 空中消火体制

町は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進し、林野火災の状況に応じて早期にヘリコプターの活用が図れるようにするため、ヘリコプター整備、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等、積極的に体制づくりを推進する。

(6) 自主防災組織等との連携等

町は、平常時から消防機関、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるとともに、消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第3 緊急輸送活動関係

警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の 確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

第4 避難の受入れ及び情報提供活動

避難誘導

町は、指定避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から町民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、住民等に対する周知徹底を図るものとする。

2 指定避難所

事故対策編「第4編 第2章 第2節 第5 2 指定避難所」(P40)を参照。

【資料編】1-21 指定避難所一覧(P29)

3 関係者等への的確な情報伝達活動関係

- (1) 町、県等の防災関係機関は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- (2) 町及び県等の防災関係機関並びに事業者は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。
- (3) 町及び県等の防災関係機関並びに事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第5 施設、設備の応急復旧活動関係

町及び県は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第6 二次災害の防止活動関係

町及び県は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害等の危険度を応 急的に判定する技術者の要請、事前登録等の施策を推進するものとする。

第7 防災関係機関等による防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

町、県等の防災関係機関並びに森林組合等の林業関係団体、民間企業及び地域住民等(以下「関係団体等」という。)は、相互に連携を図りながら、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町、県等の防災関係機関及び事業者等が訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、 次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第4節 防災活動の促進

第1 防災知識の普及、訓練

1 防災思想の普及

町及び県等の防災関係機関並びに関係団体等は火災発生期を重点的に、ハイカーなどの入山 者等を対象とした次に掲げる予報広報を積極的に推進する。

(1) 山火事防止月間の設定

春季・秋季に山火事防止月間を設け広報誌等を活用し周知徹底を図る。

春:3月1日~3月31日、秋:10月1日~11月30日

(2) ポスター、標識板等の設置

登山口、林道、樹木、駅、交通機関等に提示し注意を喚起する。

(3) ラジオ、テレビ等の活用

報道機関、学校等の協力を得て、防火思想の普及、啓発を図る。

2 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及及び訓練実施に当たっては、要配慮者を強く意識し、避難に当たり、多数の 支援を必要とする者が多く通所又は入所する医療・福祉系施設における防火安全対策の推進及 び地域における支援体制整備に資するよう努めるものとする。

第2 住民の防災活動の環境整備

- (1) 町、県は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・設備の充実、青少年・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。
- (2) 林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、町及び県は、住民や事業所等の自主防災活動を助成・助長するものとする。

第3章 災害応急対策計画

	項目	関連部署	ページ
第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保		67
第2節	活動体制の確立		68
第3節	救助・救急、医療及び消火活動		69
第4節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動		70
第5節	避難の受入れ及び情報提供活動		70
第6節	応急復旧及び二次災害の防止活動		72

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

大規模な林野火災が発生した場合、必要な対策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速 に収集し、関係機関間でこれらの情報の共有化を図る必要がある。

このため、町、県等の防災関係機関は、相互に密接な連携の下に、「林野火災情報伝達系統」 (別図)により迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達するものとする。

1 町の役割

- (1) 町は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制をとるとともに関係機関(隣接市町村、警察署等)に通報を行う。
- (2) 町は、地区住民、入山者等に対して周知を図る。
- (3) 町(消防機関)は、火災の規模等が、通報基準に達したとき、また、特に必要と認めるときは、県に即報を行う。

■通報基準

- 1. 焼損面積 10 h a 以上と推定されるもの
- 2. 空中消火を要請したもの
- 3. 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- 4. 人的被害が発生したもの

【資料編】4-7 様式第2号の6(山林[林地]被害状況即報・詳報・確定報告)(P74)、4-8 様式第2号の7(山林[治山施設]被害状況即報・詳報・確定報告)(P75)、4-9 様式第2号の8(山林[林道]被害状況即報・詳報・確定報告)(P76)、4-10 様式第2号の9(山林[森林]被害状況即報・詳報・確定報告)(P77)、4-11 様式第2号の10(山林[作業路・林産物・苗畑・林業施設]被害状況即報・詳報・確定報告)(P78)

第2 通信手段の確保

1 事故発生直後の通信確保

町、県等の関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する ものとする。

第6編 林野火災災害対策編 第3章 災害応急対策計画

2 重要通信の確保

西日本電信電話株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 町(消防機関)の活動体制

1 防災体制の確立

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

その場合、須恵町地域防災計画やその他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築するものとする。

2 空中消火体制の整備

消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県への通報を行うとともに、次のとおり空中消火体制の準備を行う。

- (1) 福岡市消防局又は北九州市消防局航空隊への出動要請準備
- (2) 自衛隊に対する災害派遣要請のための準備
- (3) 空中消火資機材及びヘリポート等の設定準備

3 現地対策本部の設置

火災が拡大し、町では対処できないと判断するときは、関係機関の協力を得て、町に、現地 対策本部を設置する。現地対策本部の任務の概要は、次のとおりである。

- (1) 応援協定等に基づく隣接市町村等の応援隊の出動要請
- (2) 自衛隊に対する災害派遣要請の検討
- (3) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- (4) 警戒区域の指定

【資料編】1-18 福岡県消防相互応援協定書(P25)

4 空中消火体制

自衛隊等による円滑な空中消火を実施するため、町は、次の事項を行う。

- (1) 陸空通信隊の編成
- (2) 林野火災用防災地図の作成
- (3) 空中消火補給基地の整備及び維持管理
- (4) ヘリポート等の離発着場の把握、整備及び維持管理
- (5) 空中消火用資機材等の備蓄及び点検・搬入

【資料編】1-19 臨時ヘリポート一覧(P28)

第6編 林野火災災害対策編 第3章 災害応急対策計画

第2 広域的な活動体制

町及び県等の防災関係機関は、被害の規模等に応じて、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他市町村等に応援を求めるものとする。また、林野火災の発生を覚知した時は、発災地以外の地方公共団体は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

【資料編】1-16 須恵町災害対策本部条例(P23)、1-17 須恵町議会災害対策本部設置要綱(P24)

第3 武力攻撃事態等との調整

当初事故災害と判断して対応したものであっても、その後国民保護法に基づき、政府において事態認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合、直ちに国民保護対策本部を設置し、災害対策本部等を廃止する。この場合において実施した各種の措置についても、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な措置を行う。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

1 町等による救助・救急活動

町及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、必要に 応じて、国又は他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

2 資機材等の調達等

事故対策編「第4編 第3章 第5節 第1 2 資機材等の調達等」(P45)を参照。

第2 医療活動

- 1 町、県及び消防機関等は、負傷者等に対する医療活動を行うため、県医師会及び粕屋医師会、 医療機関(災害拠点病院(福岡県DMAT)を含む。)、日本赤十字社福岡県支部などの協力を得 て、近隣医療機関への搬送又は必要に応じ、救護班の編成・現地への派遣などにより、適切 な医療救護活動を実施するものとする。
- 2 自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成し、派遣するものとする。

第3 消火活動

- 1 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。 また、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消防活動を実施するとともに、時期を 失することなく、近隣市町村に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。
- 2 県及び警察は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りながら、ヘリコプターを積極的に 活用し、林野火災の偵察及び空中消火を早期に実施するよう努めるものとする。
- 3 発災現場以外の市町村は、発災現場の地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、 消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第6編 林野火災災害対策編 第3章 災害応急対策計画

第4 惨事ストレス対策

事故対策編「第2編 第3章 第3節 第4 惨事ストレス対策」(P21)を参照。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応 急復旧、輸送活動を行う。

第5節 避難の受入れ及び情報提供活動

第1 避難誘導の実施

発災時には、町は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その 他の避難に資する情報の提供に努める。

なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕を もって避難するよう指示するものとする。

1 防災無線等

山中の集落及び入山者に火災発生を知らせ、住民及び入山者を安全地帯に誘導する。

2 広報車等

広報車や警察車両で知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の住民及び 入山者を安全地帯に誘導する。

3 航空機

入山者が山深くに入っている場合、又はハイキングなどで多数の入山者が広範囲に散在するような場合、県警察は航空機による上空からの避難誘導を行う

第2 指定避難所等

町は、発災時には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定避難所 を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

1 指定避難所等の開設

町は、発災時に必要な指定避難所等を開設し、町民等に対し周知徹底を図る。

2 指定避難所等の管理運営等

町は、各指定避難所等の適切な管理運営を行う。

第3 関係者等への情報伝達活動

1 被災者の家族等への情報伝達活動

町及び県等の防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、 医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に 役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、 情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合うものとする。

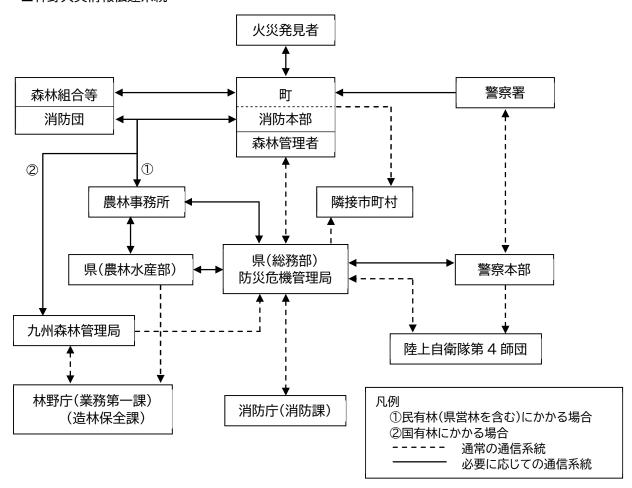
2 住民等への的確な情報の伝達

町及び県等の防災関係機関は、災害発生地の住民はもとより、広く一般住民に対し、林野火災の状況、安否情報、施設等の復旧情報等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

町及び県等の防災関係機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する専用窓口を設置するなど、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。また、住民のニーズを見極め収集・整理・発信を行うものとする。

■林野火災情報伝達系統



第6編 林野火災災害対策編 第3章 災害応急対策計画、第4章 災害復旧計画

第6節 応急復旧及び二次災害の防止活動

町及び県は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者を活用し、土砂災害等の危険箇所を点検するとともに、危険性の高い箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制を整備し、可及的速やかに砂防施設、治山施設等の整備を行うものとする事業等を実施する。

なお、県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が 発生することがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。

第4章 災害復旧計画

第1 迅速かつ円滑な被災施設の復旧

町、県及び関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は、支援するものとする。 また、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第2 林野火災対策資料の作成

関係機関は、措置した事項を整理記録し今後の対策樹立を図る。

町は、焼損面積 20 h a 以上の火災の場合は、昭和 55 年 3 月 11 日付け消防地第 81 号に定める 林野火災調査資料を作成し、速やかに県に報告を行う。

須恵町地域防災計画

事故対策編

令和4年4月

発 行 · 編 集 須恵町防災会議

事 務 局 須恵町役場 総務課

住 所:〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771

電 話 番 号:092-932-1151 (代表)

ホームページ:https://www.town.sue.fukuoka.jp